

付 議 第 7 号

登録審査委員の解任議案

銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）第2条の規定に基づき任命している別紙の登録審査委員を解任することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(10) 法令又は条例に基づく附属機関の委員を任命し、又は解任すること。

# 別紙

## 登 録 審 査 委 員

氏名	任命状況
ちびき しげる 地引 葆	平成5年4月1日～令和4年3月31日
さたけ かつのり 佐竹 勝則	令和元年12月1日～令和5年11月30日
たはら どういち 田原 統一	令和2年12月1日～令和5年3月31日

関係法及び規則

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年3月10日法律第6号）抜粋

第14条 都道府県の教育委員会は、美術品若しくは骨董品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 略

3 第1項の登録は、登録審査委員の鑑定に基づいてしなければならない。

○銃砲刀剣類登録規則（昭和33年3月10日文化財保護委員会規則第1号）  
抜粋

第2条 法第14条第3項の登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから都道府県の教育委員会が任命する。

第5条 鑑定は、登録審査委員2名以上によって行わなければならない。

○登録審査委員規則（平成12年3月28日教育委員会規則第2号）

（趣旨）

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）に定めるもののほか、登録審査委員（以下「委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定数）

第2条 委員の定数は、3名以内とする。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（身分）

第4条 委員は、非常勤とする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。